

令和7年9月29日(月)

災害に備えた地域での支え合い研修会2025

札幌市における 避難支援の取組みについて

札幌市 保健福祉局 総務部 地域福祉・生活支援課

SAPPORO



避難を手伝ってくれたのは？

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する
実態調査結果報告書」(東日本大震災時、2011年)

第1位 家族・同居人

第2位 近所の方・友人

第3位 福祉関係者



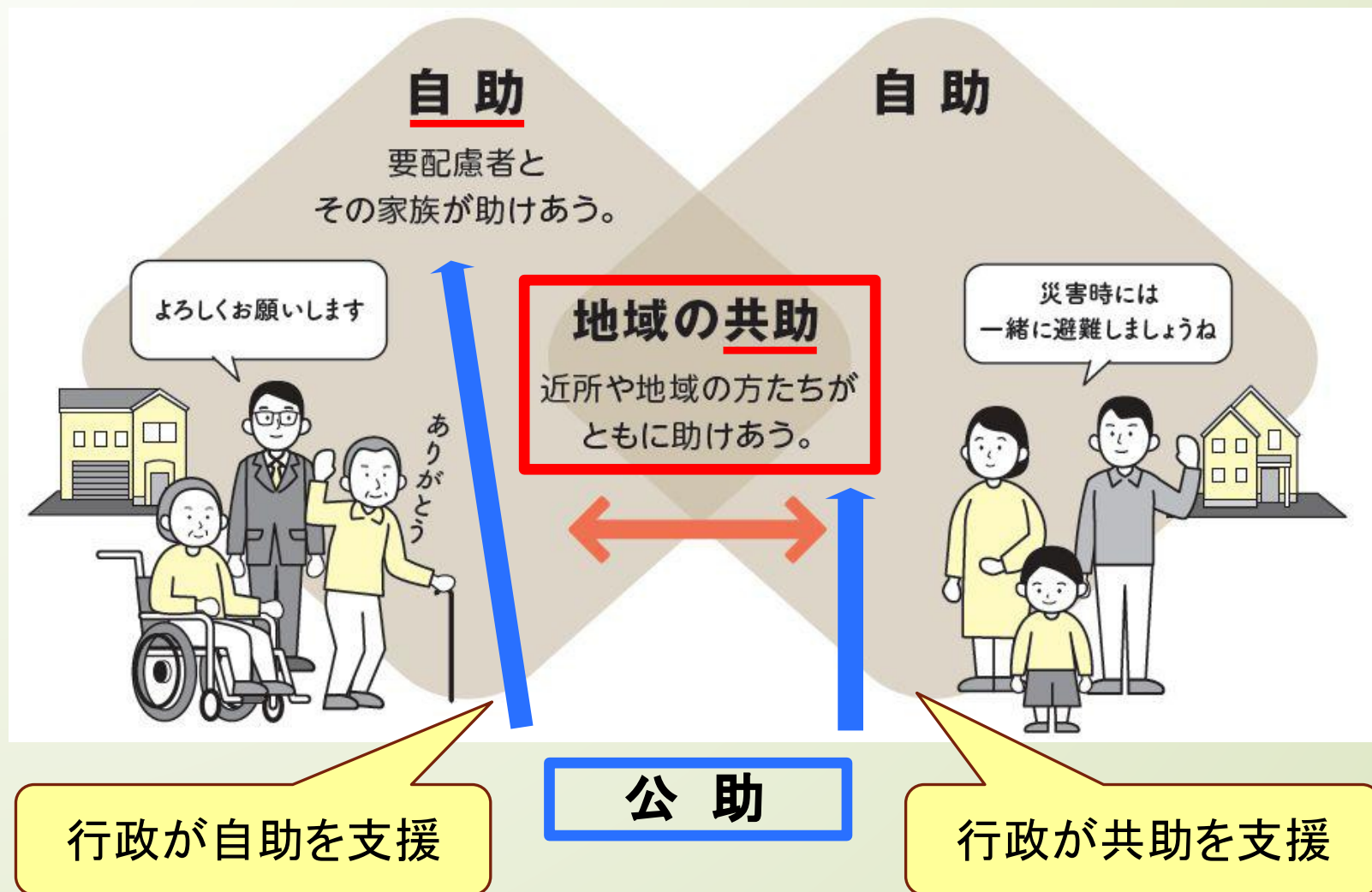
大規模災害発生時
には行政の支援が
間に合わない・・・

身近な方の支援が重要です

要配慮者避難支援の基本的な考え方

国のガイドラインを参考に策定

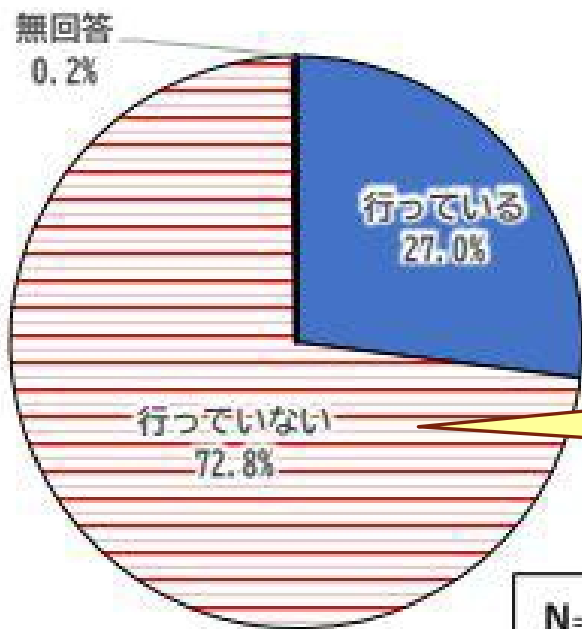
(札幌市要配慮者避難支援ガイドラインより)



札幌市内の地域での取組状況①

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会対象 令和6～7年実施)

◆避難支援の取組を行っていますか？



N=1089

※N=母数

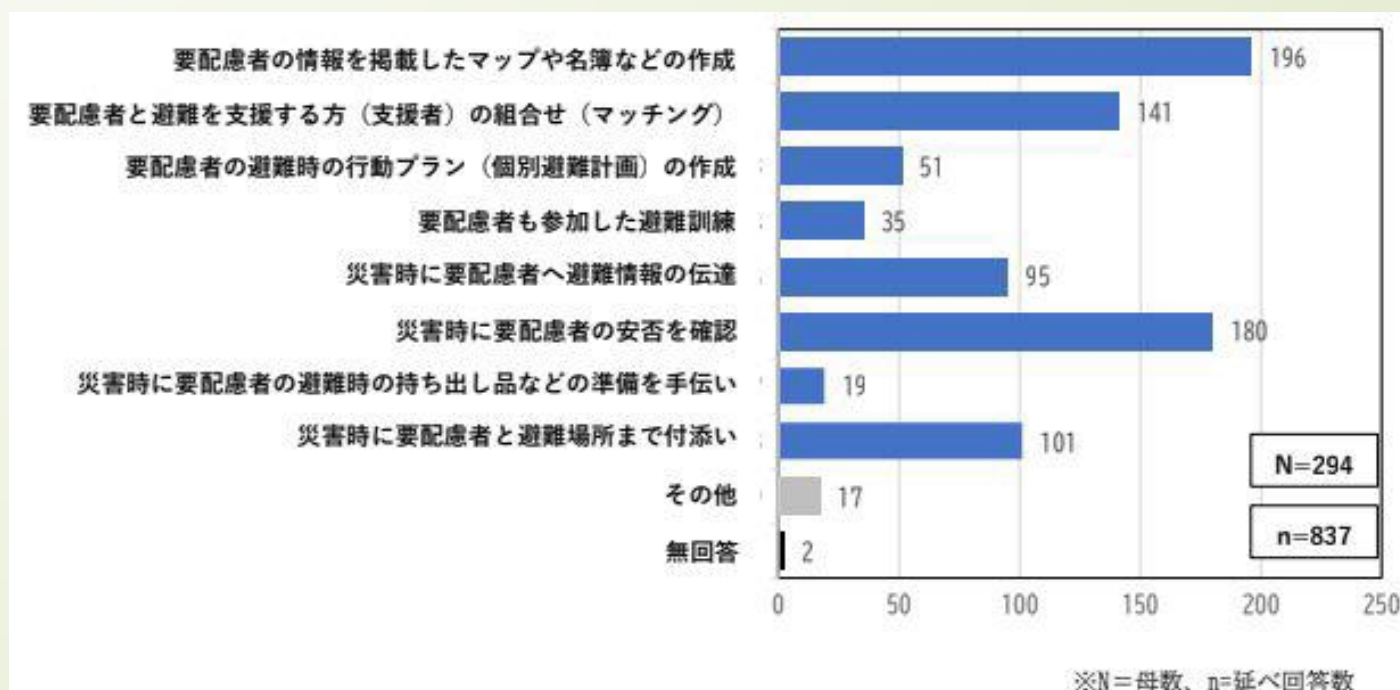
約3割がすでに
取り組んでいる

「行っていない」と
回答した町内会も、
約2割が今後取り組んで
いく予定と回答

札幌市内の地域での取組状況②

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会対象 令和6～7年実施)

◆どのような取組を行っていますか？



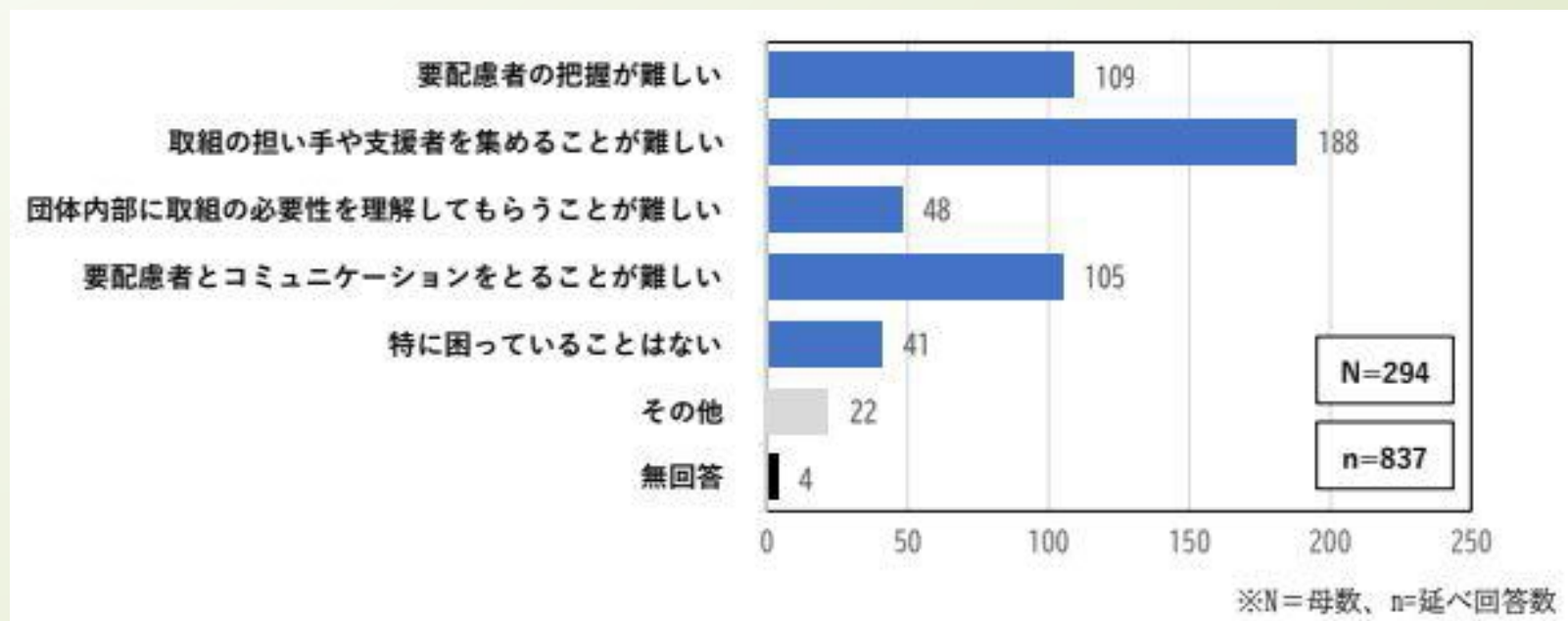
第1位 マップ・名簿の作成

第2位 災害時の安否確認

札幌市内の地域での取組状況③

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会対象 令和6～7年実施)

◆取り組むにあたっての困りごとは？



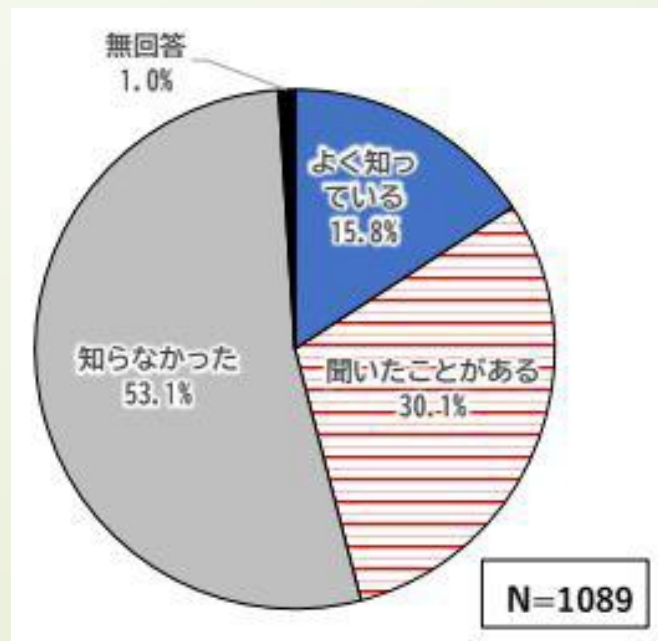
第1位 担い手の確保

第2位 要配慮者の把握

札幌市内の地域での取組状況④

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会対象 令和6～7年実施)

◆避難行動要支援者名簿情報の提供を受けられることをご存じですか？



「知らなかった」との
回答が半数以上

要配慮者の把握に課題を抱える地域団体等に対し、制度周知が必要

支援が必要な方の把握が難しい…という取組への課題に対して

8

避難行動要支援者名簿情報の提供

平成25年 災害対策基本法改正

災害時の避難に特に支援を必要とする方たち（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町村長の義務となりました。



この名簿に記載された情報は、ご本人の同意が得られれば町内会等の地域団体に提供することができます。（地域団体からの申請が必要）



★地域の皆様の取組を支援する目的で個人情報を提供します。

避難行動要支援者（札幌市定義）

- 要介護の認定を受けている方
- 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- 身体障害者手帳1～2級を所持している方
- 視覚障がい・聴覚障がいのある方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- その他市長が特に必要と認めた方
（指定難病等のうち特に支援が必要な方など）

市が保有する情報にもとづき、要件に該当する方を名簿に登録します。

札幌市の名簿作成・情報提供状況

平成27年から名簿を作成し、
希望する町内会等の地域団体への
名簿情報の提供を開始

<札幌市の名簿掲載者>

120,671人（令和7年1月1日時点）

◆名簿情報を提供している団体 73団体（単位町内会など）

◆地域団体に名簿情報を提供中の名簿掲載者 約4,300人
（個人情報提供に同意された方）

名簿情報の提供を 受けることができる団体

要配慮者避難支援に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする以下の団体

- 町内会・自治会
- 連合町内会
- 地区福祉のまち推進センター運営委員会
- 福祉推進委員会
- 地区民生委員児童委員協議会
- 地区社会福祉協議会
- マンション管理組合 など

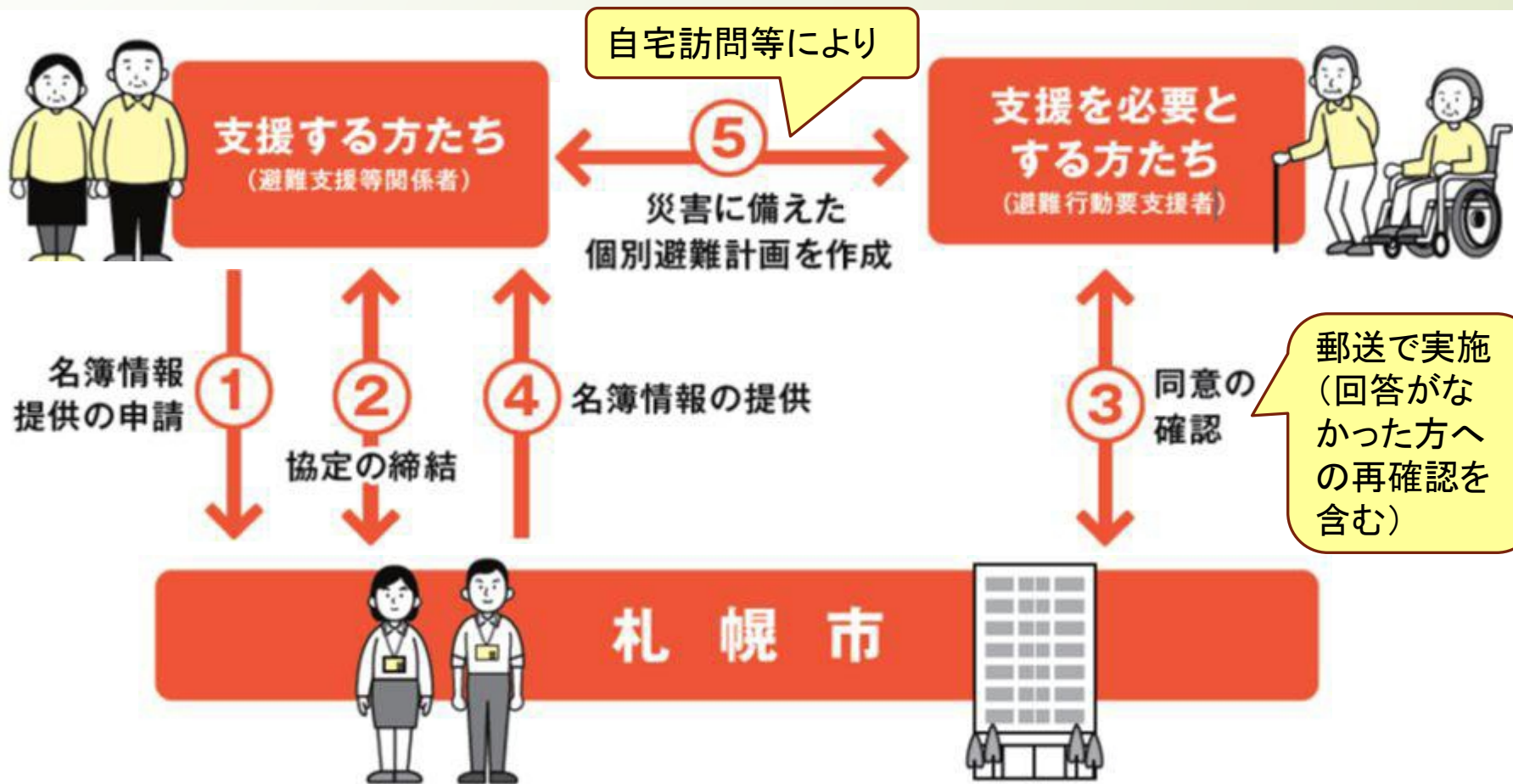
単位町内会で提供を受けて
取り組まれていることが
多くなっています

提供される名簿情報のイメージ

氏 名	住 所	方 書	年齢	性別	連絡先	避難支援等が必要な理由	
						要介護	障がい等
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	〇〇様方	82	男	000-0000	○	
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	□□□□ハイム	31	女	000-0000		○
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		68	女	000-0000	○	
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		88	女	000-0000	○	○
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	コーポ□□□□	61	女	000-0000		○
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇	〇〇マンション	72	男	000-0000	○	
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		78	男	000-0000	○	
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		52	女	000-0000		○
□□□□□	〇〇区〇条〇丁目〇-〇		80	女	000-0000	○	

★要介護や障がい等の詳細は「ご本人のお身体状況などの個人情報への配慮」「地域団体の個人情報管理の負担」の観点から名簿に載せていません。
当事者間で避難支援に必要な範囲でお話いただくようお願いしています。

名簿情報提供までの流れ



★対象の方に個人情報提供の同意確認を実施する都合上、申請から名簿情報の提供までは、お時間をいただきます。

名簿情報提供の3つのポイント

- 👉 お住まいの地域内の災害時の
支援が必要な方の把握が容易に
- 👉 地域の取組の趣旨を市からも説明
することで理解が得られやすい
- 👉 更新は市が行い、年に一度提供

提供の相談・お申し込みは各区役所の保健福祉課まで

名簿情報の提供以外にも札幌市は 地域の避難支援の取組を応援しています

ハンドブック



取組を始める・進める際の
手引き・ヒント集です

区役所など
で配布中
※ホームページ
でも公開中



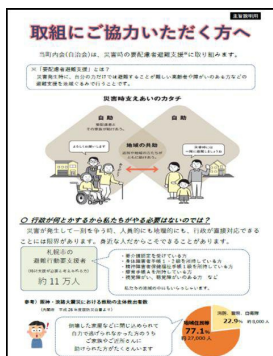
出前講座



地域におうかがいし、取組
のポイントをお話します

お申し込みは
保健福祉局地域福祉・生活支
援課または
各区保健福祉課まで

支援ツール



取組に役立つ色々な様式を
公開・提供しています

ホームページ
で公開中



コーディネーター派遣



取組のさまざまな課題・悩み
に対して専門家を派遣しアド
バイスを行います

派遣のお申し込みは
各区保健福祉課まで



取組を進めるにあたり参考にできるよう 取組事例の紹介記事を作りました

令和6～7年アンケートを
もとに4つの団体の取組
内容を紹介する記事を制作

4 取組事例の紹介

他の団体の取組内容を参考にしよう！
要配慮者避難支援の取組事例を紹介します

取組事例 ① 清田区 清田地区「清田有楽町内会」

町内会の会員世帯数 約380世帯
会長 佐藤 隆也 さん

【取組を始めたきっかけを教えてください】
私たちが避難支援者名簿情報提供の仕組みについて説明を受けた時に、町内会として要配慮者の避難支援の取組に対する危機感を抱きました。「自分たちが取り組まなければ、地域の繋がりが壊れていくのでは」と考え、平成28年に名簿情報の提供を申請しました。

【取組の内容を教えてください】
毎年、札幌市で実施される名簿情報の提供の仕組みについて説明を受けた時に、町内会として要配慮者の避難支援の取組に対する危機感を抱きました。「自分たちが取り組まなければ、地域の繋がりが壊れていくのでは」と考え、平成28年に名簿情報の提供を申請しました。

【取組で工夫されている点を教えてください】
地域内の団体のコミュニケーションを深めておくことが大切と考え、気軽に集まることが出来る機会として月1回地域のサロンを開くなど、積極的に地域交流の場を設けています。

【取組の成果や課題について教えてください】
町内会だけでなく地域にお住まいの要配慮者や避難者の方にも、名簿情報を利用した個別訪問の重要性を認識しています。個別訪問計画の項目が埋まらずに埋まらないうちでもありますが、訪問を通じて、実際に一人一人の話を聴き取り、情報を集めることで見えてくることも多くなっています。

取組事例 ② 手稲区 前田地区「前田ゆたか町内会」

町内会の会員世帯数 約550世帯
福祉部長 数野 さん

【取組を始めたきっかけを教えてください】
私たちが町内会の地域では避難者に対して、必要と思われる支援が必要だと感じ、平成30年に避難支援者名簿情報の提供を申請し、以降毎年提供を受けています。

【取組の内容を教えてください】
名簿に掲載されている対象者の世帯を訪れ、本人や家族から情報を聞き取りながら、避難に際してある方々や世帯の状況について、一人一人は避難することが困難な方々に対して、個別避難計画を作成しています。支援が必要となる方々に対して、町内会から必要となる支援を求めたり、災害発生時でも連絡がとれるようになっています。また、避難者の不安定な状況や避難先での生活状況を確認し、必要に応じて個別に作成した避難先への入居サポートを行っています。

【取組で工夫されている点を教えてください】
町内会では避難支援についてワークショップを開催したことを通じて、地域内の避難者への理解が深まったと感じています。また、有事の際、円滑に協力し合えるように、毎月活動や町内会のイベントなどを実施し、日頃から顔の見える関係性の構築に努めています。

【取組の成果や課題について教えてください】
町内会だけでなく地域にお住まいの要配慮者や避難者の方にも、名簿情報を利用した個別訪問の重要性を認識しています。個別訪問計画の項目が埋まらずに埋まらないうちでもありますが、訪問を通じて、実際に一人一人の話を聴き取り、情報を集めることで見えてくることも多くなっています。

4 取組事例の紹介

取組事例 ③ 厚別区 青葉地区「白樺会」

町内会の会員世帯数 約400世帯
会長 橋本 雅人 さん

【取組を始めたきっかけを教えてください】
【取組の内容を教えてください】
【取組で工夫されている点を教えてください】
【取組の成果や課題について教えてください】

取組事例 ④ 南区 藻谷地区「川沿中央第5町内会」

町内会の会員世帯数 約240世帯
会長 村上 剛 さん

【取組を始めたきっかけを教えてください】
【取組の内容を教えてください】
【取組で工夫されている点を教えてください】
【取組の成果や課題について教えてください】

※上記は制作中のイメージです。配布版と多少異なる場合がありますのでご了承ください。

★災害時支えあいハンドブックの改訂版の発行は
令和7年末ごろを予定しています。

「始めたきっかけ」「工夫」
「やりがい」といった
取組のポイントを紹介

令和3年5月 災害対策基本法改正

避難行動要支援者名簿に
掲載された方のうち、
作成の同意を得られた方について
個別避難計画を作成することが
市町村の努力義務に

個別避難計画とは

災害時にお一人では避難することが困難な方
お一人おひとりについて

- どこに避難するか（避難場所）
- 避難時にどんな配慮が必要か
- だれが支援するか（支援者）

災害の中でも洪水や土砂災害といった、事前の予見・避難の準備が可能な風水害で特に有効な取組とされています。

などを災害時に備えてあらかじめ記載したもの

★札幌市では、名簿情報の提供を通じて、地域団体の方に個別避難計画の作成にご協力をお願いしてきました。

令和3年 法改正のポイント

- ☞ 計画作成をできるだけ早く進めるため、
作成の優先度が高い方の範囲を定め、
おおむね5年程度で作成に取り組むこと
- ☞ 計画作成にあたり、要支援者の状況を
日頃からよく知り信頼関係も期待できる
「福祉専門職（ケアマネジャー、相談支
援専門員等）の参画」が極めて重要

札幌市の検討経過

令和5年度

試行実施

福祉専門職の協力を得て計画を試行的に作成

作成の手順や課題を把握

福祉事業所 アンケート調査

市内の約600の事業所を対象に実施

協力意向や必要な支援を把握

令和6年度

モデル実施

対象区・地域を設定、対象者を抽出して実施

課題への対応や支援策の検証
事業実施体制を検討

個別避難計画を早めに作成する必要がある対象者や作成の仕組みを検討

令和7年度、本格的に計画の作成を開始します

これまでの検討をふまえての

21

個別避難計画作成の本格実施①

◆計画の作成を進める目的

👉ご本人やご家族の防災意識の向上

自宅の災害リスクを知り避難について考える機会に

👉ご自身での備え等の取組を促進

ご自身でできることを考え、自ら備えていただく

新たに作成を進める個別避難計画を

「わたしの避難準備シート」

と名づけて作成を進めていきます。

これまでの検討をふまえての

個別避難計画作成の本格実施②

◆計画の作成を早めに進めていく 必要性が高い方から取り組みます

避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち
右記の(1)(2)の条件いずれにも該当する方
を災害発生時のリスクが高い方として設定

<対象者の全体像(イメージ)>

優先度が高い対象者
約1,800人

避難行動要支援者名簿掲載者
120,671人
(R7.1.1時点)

※ただし、施設に入所、長期入院中の方等は対象外

(1)心身の状況

下記のいずれかに該当する方

- ① 要介護3以上
- ② 障害支援区分4以上
- ③ 18歳以下の障がいのある方

+

(2)災害リスク 風水害を対象

下記のいずれかの区域内に居住する方
ア 洪水時に想定される浸水が3m以上
イ 河岸浸食・氾濫流のおそれがある
ウ 土砂災害等危険区域

これまでの検討をふまえての

23

個別避難計画作成の本格実施③

◆福祉専門職の皆様のご協力を得て、 計画作成する仕組みを整備します

作成を早めに進める
必要がある方

② 担当事業所が
ついていない方などへの
同意確認や作成支援

札幌市
保健福祉局

計画作成の対象者
(避難行動要支援者)

① 対象者抽出 協力依頼 作成の説明会・研修開催
作成の手引き・様式の提供 相談・問合せ対応

本人や家族にも積極的に
関わってもらいながら
作成を支援

② 作成の同意確認
(同意の場合) 作成の支援

福祉事業所
(ケアマネジャー
相談支援専門員)

③ 作成した計画の提出

★ 対象者を日頃から担当される福祉事業所の皆様に、
札幌市からご協力をお願いし、市が各種の支援を
実施することを通じて、計画の作成を進めていきます。

今後の個別避難計画作成の進め方

- ◆ご近所同士の助けあい・支えあいを目的とした名簿情報の提供等を通じての**地域**の皆様のご協力を得ての作成
- ◆ご本人やご家族の防災意識の向上や日頃の備えの促進を目的とした**福祉専門職**の皆様のご協力を得ての作成

要配慮者のよりよい避難の実現に向けて
ご協力をお願いいたします。

取り組みにあたってのお願い

- ☞ 災害時には、ご自身やご家族の
安全確保が最優先
- ☞ 支援はあくまで善意にもとづくもの
(義務ではありません)
- ☞ 支援の結果に責任はありません

できる範囲・無理のない範囲で行うのが
要配慮者避難支援の取組です。

ご清聴ありがとうございました

＜「災害時の支えあい」についてのお問い合わせ先＞

札幌市 保健福祉局 総務部
地域福祉・生活支援課



011-211-2932

札幌市 要配慮者

検索

